

第16回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

平成31年4月26日

葛城市議会

7. 調査案件

(1) 証人尋問について

開 会 午後1時00分

下村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

委員の中で、吉村始委員、増田順弘委員が少しおくれて参加するというところでございますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

あしたからゴールデンウィークということで、その前日、きょうは26日の、非常に長いゴールデンウィークの前日に百条委員会開催ということで、私にとっては非常に忘れにくい日に、4月26日は忘れにくい日になろうと思います。そういうことは別に関係ないんですけども、きょうは非常に重要な問題の、機会を使つての委員会でございますので、最後まで皆様方の貴重なご意見を拝聴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、傍聴の方たくさん来ていただきまして、本当にありがとうございます。最後までよろしくお願ひ申し上げまして、私の冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

また、委員外議員として、川村優子議員、吉村優子議員、松林議員、奥本議員の4名の議員の方が委員外議員として参加されておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員各位におかれましては、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立の上、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よつて、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1)証人尋問についてを議題といたします。

本日、3名の方に証人としてご出席いただき、証言をいただくことになっております。

ここでお諮りいたします。

本日の証人尋問の順番につきましては、お手元に配付の証人出頭請求一覧のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

重ねて、証人尋問の方法についてお諮りをいたします。

これまでに実施した協議会におきまして、それぞれの証人に対し、委員各位から出された質問事項を取りまとめさせていただいております。田中進氏と吉田新之助氏に対する質問については共通事項として、最初に委員長である私から総括尋問としてお尋ねをさせていただいた後、最後に各委員からの補足尋問を許可いたしたいと思っております。なお、吉川義彦氏に対する質問については、質問項目が多いため、時代背景ごとに私から総括尋問としてお尋ねをさせていただき、その区切りごとに各委員からの補足尋問を許可いたしたいと思っておりますが、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。
まず、田中進氏から証言をいただきたいと思えます。
それでは、入室いただきます。

(田中証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

田中証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年4月26日。

田中進。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(田中証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されますよう、あわせてお願いいたします。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限をいたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑させる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既にした質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは田中進様ですか。

田中証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載していただいた内容のとおりですか。

田中証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、あなたが新庄町収入役を退任されたときまでのことについてお尋ねいたします。

あなたは、昭和60年4月1日から平成5年3月31日までの間、新庄町収入役でしたね。

田中証人 はい。

下村委員長 あなたが平成5年3月31日に収入役を退任したあと、後任の収入役は生野名興さんでしたね。

田中証人 そう認識しています。

下村委員長 あなたは、平成5年3月31日に収入役を退任する際、自分が管理していた南都銀行、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、奈良県農協、郵便局の口座を、生野名興さんに通帳を渡して引き継ぎませんでしたか。

田中証人 直接は引き継いでないと思います。

下村委員長 直接引き継いでないということであれば、どうやって引き継がれたか覚えてらっしゃいますか。

田中証人 記憶としては、町長に引き継いだと思います。

下村委員長 そのときの町長はどなたでしたかね。

田中証人 藤井本町長です。

下村委員長 藤井本町長に通帳を渡されて、藤井本町長から生野さんに渡されたということをご存じないですか。

田中証人 それは記憶ありません。

下村委員長 先ほど言いました金融機関ですね、もう一度言いますけれども、南都銀行、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、奈良県農協、郵便局、それぞれ何支店であったか覚えてらっしゃいますか。

田中証人 覚えておりません。

下村委員長 残高の合計はどれぐらいありましたか。

田中証人 覚えていません。

下村委員長 それぞれの通帳の名義は誰になっていましたか。

田中証人 私の名前です。

下村委員長 わかりました。田中進さんの名義でしたか。

田中証人 はい。

下村委員長 肩書はついてましたか。田中さんの肩書。

田中証人 ついてたと思います。

下村委員長 どういう肩書でしたかね。

田中証人 新庄町収入役。

下村委員長 新庄町収入役ですね。

田中証人 はい。

下村委員長 そのお金は、新庄町の予算や決算に計上されているお金でしたか。

田中証人 思います。

下村委員長 計上されてたということですが、正式に新庄町のお金として計上されていましたか。

田中証人 そう思います。

下村委員長 そのお金は、あなたも誰かから引き継いだものですか。

田中証人 それは、収入役になったとき引き継いだと思ってます。

下村委員長 収入役になったときに。

田中証人 はい。

下村委員長 そしたら、それは誰から引き継がれました。

田中証人 覚えてません。

下村委員長 田中さんの前任の収入役ではないですね。それも覚えてらっしゃらない。

田中証人 覚えてません。

下村委員長 覚えてらっしゃらないということですね。

あなたは、そのようなお金があることは、吉川義彦町長には報告しましたか。

田中証人 どういう意味ですか。

下村委員長 そのときは吉川義彦さんは助役でしたかな。

田中証人 はい。

下村委員長 吉川助役に報告はなされましたか。そういうお金を引き継いだということを。

田中証人 私の任期満了のときですか。

下村委員長 任期満了のときです。

田中証人 任期満了のとき引き継いだとは言っていないと思います。

下村委員長 そしたら、あなたが新庄町の職員を務めている間、町の予算や決算に計上しないが、庁舎内で保管している預金や現金、以後は「計上しないお金」と言いますけれども、その計上しないお金というものがありませんでしたか。

田中証人 それは覚えておりません。

下村委員長 次に、開発協力金というのがありますね。その開発協力金と呼ばれているお金があったことは知っていらっしゃいますね。

田中証人 わかりません。

下村委員長 そしたら、開発協力金というのはどういう性質のお金なのかはご存じですか。

田中証人 覚えておりません。

下村委員長 開発協力金のごことはちょっと置いときます。

次に、あなたが新庄町収入役を退任された後のことについてお尋ねいたします。

あなたは、平成5年に収入役を退任した以後に、計上しないお金の保管や使用について、誰かから相談を受けたことはありますか。

田中証人 覚えてません。

下村委員長 あなたは、平成25年ごろに、計上しないお金の保管や使用について相談をしたいから集まってくれ、と呼ばれたことはないですか。

田中証人 ないと思います。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ご苦労さまです。

もう大分前の、25年以上前のお話になってしまいますので、なかなか思い出されるのも大変だと思うんですけども、ご承知のように、現在議会で、旧新庄町のときに1億8,000万円余りの未処理金というものがですね、公式のお金でないものが、実はあるということが

わかりましてですね、それがどうやって生まれたのか、どのように管理されてたのかということは今調査してるとこなんです。今後ですね、こういうことが生まれないためにも行政のあり方をですね、正していくのが議会の役割だと思っておりますので、どうかですね、できるだけ思い出していただいでですね、ご協力いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初の質問なんですけれども、旧新庄町において、議会で審議する歳入歳出についてのですね、いわゆる公式の口座、通帳でしょうけども、これを管理する部署はどこが受け持っておられたんでしょうか。

田中証人 現金の管理ですか。

谷原委員 はい、現金、口座ですね。口座と現金。

田中証人 私です。

谷原委員 はい、ありがとうございます。収入役が口座及び現金をですね、一手に扱っておられるということだと思います。問題はですね、各課で、各課ごとに通帳ないし現金を預かってる、そういう口座を持っているということはあったんでしょうか。

田中証人 それはわかりません。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 実はですね、田中元収入役が退任されて、生野名興元収入役に引き継がれたときに、生野名興さんにもですね、1年前ここに来ていただいて、当時のことを証言していただいております。その中でですね、田中進さんから、いわゆる未処理金の方ですね、いわゆる表の公式のお金は当然引き継がれると思うんですよね、何らかの形で。そうではなくて、未処理金の口座について各課で通帳がありましたと。それを記録とともにですね、引き継いだというふうに証言されてるんですよ。そのことについてですね、その引き継ぎの段階で生野名興さんに対してそういうことがあったのかどうか、ちょっと思い出していただいでですね、お話しいただけたらと思うんですけれども。

田中証人 各課のことはわかりません。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 各課の通帳があったかどうかいうことはわからないと。

田中証人 はい。

谷原委員 その通帳について引き継いだということについてもいかがでしょうか。生野さんに引き継いだということはなかったんでしょうか。

田中証人 私は、町長に引き継いだ感じがしてます。引き継ぐべきものは。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 引き継ぐべきものというのは、先ほど来から申し上げてますけれども、いわゆる公式のお金がありますよね。歳入歳出という形で議会にもですね、予算、決算として、あるいは監査も受ける、その以外の未処理金の、実はそういうものを受けない、そういう会計についても町長に引き継がれたということでしょうか。

田中証人 そのお金はわかりません。もう覚えておりません。引き継ぐべきものは……。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。引き継いだことは引き継いだけど、そういうお金かどうかはわからないと。
はい、わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。
杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひいたします。

谷原委員もおっしゃったみたいに、ちょっと昔、大分昔の話で、覚えておられることをちょっとね、この未処理金の話が出てきて、何ていうんですか、あのお金かなとか、何かちょっと引っかけたことっていうか、もしかしてずっとあつてたまってきたお金が今どんと出てきたわけなんですよ。それを聞いてて、何かヒントっていうか、覚えたはることは逆にはないですかね。

田中証人 覚えておりません。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 全く何もわからないという感じですか。ありがとうございます。

下村委員長 ほかにありませんか。
内野委員。

内野委員 きょうはありがとうございます、忙しい中。1つご質問させていただきます。

今お答えにもありましたように、名義は、今回この通帳の名義が新庄町収入役の田中進さんということで、単刀直入に、これらのお金というのは、地方公共団体の所有していた、いわゆる公金と思われませんか。公金でしょうか。公金ですよ。どうでしょうか。お答え……。

田中証人 全部公金と思つてます。

内野委員 はい、お願いします。

(「公金と思つてる」の声あり)

内野委員 はい、どうもありがとうございます。

下村委員長 内野委員、そんでよろしいですか。

内野委員 はい、結構です。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の田中氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。本当に、まことにありがとうございます。

(田中証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時28分

再 開 午後1時45分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉川義彦氏から証言をいただきたいと思ひます。

それでは、入室いただきます。

(吉川証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき、お願いいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

吉川証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年4月26日。

吉川義彦。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(吉川証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは吉川義彦様ですか。

吉川証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

吉川証人 はい、そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、あなたが新庄町助役をされていた時のことについてお尋ねいたします。

あなたは、平成元年4月1日から平成12年9月14日までの間、新庄町助役でしたね。

吉川証人 はい、そうです。

下村委員長 あなたが平成元年4月1日に新庄町助役になった際の収入役は田中進さんでしたね。

吉川証人 そうです。

下村委員長 あなたは、田中進さんから、町の予算や決算に計上しないが、庁舎内で保管している預金や現金、これは、今後は「計上しないお金」と言いますけれども、この計上しないお金があるという話は聞いておられませんか。

吉川証人 聞いておりません。

下村委員長 聞いておられない。

吉川証人 はい。

下村委員長 聞いておられないということですから、この金融機関とかのことも。

吉川証人 わかりません。

下村委員長 わからないですね。

まず、先ほど言いました、計上されていないお金があるという、そういう計上されていないお金があるということはお存じでした。

吉川証人 その当時ですか。

下村委員長 今はご存じですね。

吉川証人 今は知ってます。

下村委員長 いつごろ、その当時はご存じでなかったと。

吉川証人 はい。

下村委員長 いつ、それを知られました。いつごろで結構です。

吉川証人 職をやめてからやと思います。市長をやめてから。

下村委員長 平成5年に、南藤井にコミュニティセンターが建設されたのはご存じですね。されましてね。

吉川証人 平成5年かどうかわかりませんが、建ったことは知ってます。

下村委員長 平成5年ということは我々聞いてるんですけども、南藤井にコミュニティセンターが建設されたことはご存じですね。そのときに、南藤井区から建設寄附金が町に対して支払われませんでしたか。

吉川証人 ちょっとわかりませんね。

下村委員長 あなたが新庄町の職員を務めている間に、計上しないお金の存在を見聞きしたことは。

吉川証人 ありません。

下村委員長 それでは、ほかの委員の方で、計上しないお金の発生及び管理について補足尋問がありましたら伺いたいと思いますけれども、何かございますか。

吉村始委員。

吉村始委員 きょうはわざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。ちょっとまたいろいろとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

今、委員長がですね、いつごろ聞かれたんですかというふうな質問をされたときに、市長をやめてからというふうにお答えくださいましたけれども、これは誰から聞かされたかということは覚えてらっしゃいますでしょうか。

吉川証人 岡本君からです。

下村委員長 ちょっとフルネームで、岡本さんのフルネーム。

吉川証人 岡本吉司君です。

下村委員長 吉村始委員。

吉村始委員 それは大体いつごろのことかというのは、やめてからということぐらいですね。このことについて、どういう目的のお金であるというのは、どういうふうに説明を受けられたでしょうか。

吉川証人 ちょっと記憶が定かではないわけですが、用途を指定してないというか、そういうお金があるから、そういうことを告げられたわけですね。

下村委員長 吉村始委員。

吉村始委員 金額も大体、今言われてるような金額だったのかということと、それについてどのように感じられたのかだけ最後にちょっとお伺いしたいと思います。

吉川証人 金額は今話に上っています金額のとおりやったと思います。感じといますか、そういうお金があるということを聞いてびっくりしたわけですが、このことは以前にも皆さんにもお話を申し上げたかなというふうに思ってるわけですが、そういう感じでしたね。

吉村始委員 ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。

未処理金の問題について吉川元市長の方から、実際歳計外に入れるということで申入書もあってですね、歳計外に入れるということになったわけですから、このお金の存在はよくご存じだろうと思うんですけれども、もともとこれが生野元収入役からですね、こういうお金があるということで証言もいただきましてですね、その中で、旧新庄町において、各課においてですね、そういう通帳なり口座を持っていたと。いわゆる未処理金という形で、公式でない、表の歳入歳出と関係ない、各課で持っていた口座があると。それは8つの課で6つの金融機関に預けてたものがあるというふうなことのご証言があったんですね。その中で、各課でですね、旧新庄町のときに、そうした口座がなかったのかどうか、あったのかどうか。このことについてですね、もう一度、先ほどご証言はあったと思うんですけれども、思い出せることがありましたらお願いしたいと思うんですけれども。

吉川証人 今お話になってることについては、私も全然そういうことを聞いておりませんでしたので、通帳があったのかなかったのかということも含めて、知りません。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 通帳があったかなかったかということについても知らないということではしゃいますね。実は、吉川さんが助役をやっておられたときに、生野名興さんが収入役を務めておられたわけですがけれども、平成8年ごろに、各課にあった通帳の名義をですね、一本化したというふうなことをおっしゃってるんです。つまり、そういうふうな名義についてですね、変更したりとかどうのこうのということについて、生野さんから、例えば報告なりお話は聞いたことはおありですかね。

吉川証人 いや、ちょっと聞いてませんけど。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いいたします。

ちょっと素朴な疑問なんですけども、先ほど、市長をやめられてから、岡本さんから、吉司さんからお聞きになったって言わはったんですけども、市長をやめられる前から知ったはったんかなとかちょっと思ってたんですけど、やめられてから岡本さんはどういうふう、何て、何のために言いに来られたんですかね。

吉川証人 ある日ね、彼が私の家に来たと思いますねん。実は、こうしたことでお金があるんやけどもという話を聞いたと、そういうことを今申し上げたわけです。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 そのお金をどうするとか、先々のこととか、これはこうした方がいいよとか、そういう話は、ほな、そのときにはなかったんですかね。

吉川証人 はい。そのときはまだなかったですね。

杉本委員 ただ相談に来られたっていうイメージでいいんですかね。

吉川証人 そういうものがあって、何とかせないかんのと違うかというふうな話がありましたけどね。

杉本委員 わかりました。

下村委員長 ほかにありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 そのときにですね、ちょっと今の杉本委員の補足なんですが、その未処理金の管理の仕方っていうかですね、それについて何らかの相談とかいうのはありましたでしょうか。

吉川証人 管理の相談というようなことはなかったですけども、そういうことで、それをどういうふうにしたらええかというふうなことは、たしか話があったと思います。その当時は、さっきも言いましたように、大変なことになってんねんという話をしたと思いますし、その段階でどうしたらいいか一遍よう考えて、みんなでよう考えて、また相談しながら対応していかんしゃあないなど、こういうふうなことになったったと思いますねん。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ほかにないようでしたら、次に、葛城市制移行時のことについてお尋ねいたします。

平成16年3月29日から平成16年9月28日までの南都銀行新庄支店の口座の入出金記録を証人にまず示してください。

その通帳は、計上しないお金の通帳でございます。わかりますかね。

この口座がいつなぜ開設されたか知っていることはありませんか。

吉川証人 ちょっと知りませんね。

下村委員長 この口座の平成16年3月29日の入金は何でしょうか。

吉川証人 知らんわ、こんなん。ちょっとわかりませんけど。

下村委員長 平成16年3月30日に振りかえられた2億1,655万5,166円はどこへ行ったのでしょうか。

吉川証人 知りません。

下村委員長 わかりませんか。

吉川証人 はい。

下村委員長 関連ですけれども、平成16年5月25日に新庄町収入役名義で振り込まれた2,179万6,454円は、何を原資に振り込まれたのでしょうか。

吉川証人 知りません。

下村委員長 次に、平成20年10月30日であなたは葛城市長を退任しますね。

吉川証人 はい。

下村委員長 市長を退任した後に、岡本吉司氏から、そういうお金があるということを聞かれました。

吉川証人 たしかそういうふうに……。

下村委員長 そういうことですね。

計上しないお金というのは、どのようにして蓄えられたものなのでしょうか。

吉川証人 全然わかりません。

下村委員長 岡本吉司さんも何もおっしゃってませんでしたか。

吉川証人 そうですね。

下村委員長 なぜ町の監査で、計上しないお金が存在することが発覚しなかったのでしょうか。

吉川証人 それ、何ですやろな。

下村委員長 わからないですか。

吉川証人 はい。

下村委員長 計上しないお金というのは、蓄えて何に使っていたのでしょうか。

吉川証人 全然わかりません。

下村委員長 計上しないお金が存在するという事は、歴代の町長は知っていたのでしょうか。

吉川証人 ちょっとわかりませんね。

下村委員長 どのあたりの役職の人まで、計上しないお金の存在を知っていたのでしょうか。

吉川証人 それもちょっとわかりません。

下村委員長 計上しないお金のことについて知っておられるのは、あなたと岡本吉司さんと、ほかに
おられますか。

吉川証人 今の段階ですか。

下村委員長 今の段階。

吉川証人 今の段階では、岡本君が言ったと思いますけども、その当時、河合良則君かな。

下村委員長 河合さんですね。

吉川証人 はい。あと、収入役ですね。生野収入役さんと4人で。

下村委員長 生野名興さんでしたか。

吉川証人 名興さんです。4人で一緒に話を聞いたわけですので、その4人はその当時から知ってる
と思います。

下村委員長 あなたが町長をやっているときは、生野名興さんは収入役。

吉川証人 はい。

下村委員長 その当時に生野名興さんから、こういうお金があるんですよというようなことは聞かれ
てましたか。

吉川証人 いや、聞いてないですね。

下村委員長 事務局の方、ちょっと履歴を出してもらえます。南都銀行新庄支店0030986の口座でござ
います。平成20年の12月11日の日付のところをちょっと見ていただきたい。
平成20年12月11日に南都銀行新庄支店0030986の口座が解約されて、1億8,323万3,249円
が引き出されているのですが、あなたはこのことについて何か知っていることはありません
か。

吉川証人 いや、知りませんね。

下村委員長 わからない。

吉川証人 はい。

下村委員長 あなたが岡本さんから計上されていないお金があるということを聞いたのは、岡本吉司
さんが聞かれたときには、そのお金は金融機関に入ってたと思うんですけども、どこの金
融機関に入ってたかご存じです。

吉川証人 忍海の農協やったと思いますけどね。

下村委員長 忍海農協ですか。

吉川証人 はい。

下村委員長 解約されたお金は、平成20年12月11日付で奈良県農協忍海支店に開設された口座に預け入れられているのですが、あなたはこのことについて何かご存じですか。

吉川証人 そやから、今言いましたように、その通帳やと思いますけども、見せてもらいました。今言います4人で寄ったときにね。

下村委員長 そしたら、吉川さんがそれを見られたときには、もう忍海支店ですね、奈良県農協忍海支店にもう預け入れられた後でしたね、当然ね。

吉川証人 そうです。

下村委員長 奈良県農協忍海支店の履歴を証人に示してください。

平成20年12月16日に25万円が引き出されているのですが、これはどうして引き出されたのか知っておられますか。

吉川証人 知りません。

下村委員長 平成21年12月22日に1億8,330万円が定期預金に振りかえられているのですが、どうしてこうなったのか知っておられますか。

吉川証人 ちょっとわかりませんね。

下村委員長 平成22年12月29日に1万3,000円が引き出されていますが、どうしてこうなったか知っておられますか。

吉川証人 何かその当時、その後ここから出したというものか、使ったお金のことを聞いたことあるわけですけども、その中の一部やないかなと思いますねけどね。1万3,000円か。それと違うかな。

下村委員長 それ、いつごろ、誰から聞かれました、そういうことは。

吉川証人 いや、そやから、4人寄ったときにね、の話ですわ。4人寄って、いろいろ通帳を見せられて、その通帳のことについてですね、説明を受けたわけですけども。そのときの話で、何か1万3,000円、そのぐらいの金額、はっきり覚えてませんけども、そのぐらいの金額のことじゃないかなと思いますけどね。

下村委員長 先ほどもそうですね。4人寄られたというのは、平成何年の何月とか覚えてらっしゃいます。

吉川証人 ちょっとね、記憶がはっきりしてないねんけども、2回ぐらい寄ったと思います。

下村委員長 2回ほどね。

吉川証人 うん。一番最近は平成20年ぐらいだったと思います。いや、平成20年やないわ。平成20年ちゃうちゃう。もっと後やな。この問題が議会で言われるようになるぐらいの時期やったんかな。ちょっと日にちはわかりません。

下村委員長 もう一つね、引き出されてる25万について、先ほど言った、平成20年12月16日に25万円が引き出されているのですけれども、これについては全然ご存じないですね。

吉川証人 わかりませんね。

下村委員長 平成23年12月29日に1万1,040円が入金されていますが、どうしてこうなったのか知っ

ておられますか。

吉川証人 知りません。

下村委員長 平成25年ごろに、岡本吉司さん、生野名興さん、河合良則さんとあなたと4人で集まって、計上しないお金をどう処分するか相談したことはないですか。

吉川証人 いつですか。もう一遍言って、いつ。

下村委員長 平成25年ごろ。先ほど言われてましたね。岡本吉司さん、生野名興さん。

吉川証人 平成25年ごろはちょっとわかりませんね。

下村委員長 計上しないお金をどう処分するか相談したこととかは覚えてらっしゃらないんですね。

吉川証人 今言いましたように、4人でそういう話を受けたことは2回ほどあるわけですけど、そのうちの1回がいつであったのか、ちょっとわかりませんねけども。

下村委員長 そしたら、今言われたように、2回集まられたということで、初めのとき、古い、4人集まられた2回ですけれども、以前の方、前の方の集まられたときには、どういう話の内容か。

吉川証人 いや、そやから、今言いましたように、こうたお金があると。それを農協に貯金してあって、その貯金通帳を見せてもらいました。そういうことで、そうした金をどうしたらいいのかというふうなことで相談を受けたと、こういうことなんです。

下村委員長 初めに4人集まられたときに、そういう相談をされたということですね。

吉川証人 はい。

下村委員長 今言いました、そのときの結論というか、どういうように。

吉川証人 いや、そやから、たしか初めのときは、すぐにどうこうというふうなことの結論は出ないので、一遍皆考えようというふうなことになったと思います。

下村委員長 結論は出なかったということですね。

吉川証人 はい。そういうことで日が過ぎてしまったわけですね。

下村委員長 平成27年3月6日に208万7,500円と93万7,500円が引き出されていますが、なぜ引き出されたか知っておられますか。

吉川証人 金額自身はどういうことかわからんけども、その中には、新町大字の道路の用地代かな、用地であったか何かわかりませんが、そういうことで使ったという話は聞きましたし、その金額が、それがこれやと、今おっしゃってる金額やということは確信ないわけですけども。

下村委員長 そのことはどなたから聞かれました。今言われたことはどなたから聞かれました。

吉川証人 いや、そやから、4人の話の。

下村委員長 4人の話の中で。

吉川証人 うん。それ以外のところでは聞いてませんよ。その4人の話の中での話ばかりでした、私が言いますのは。

下村委員長 4人で2回集まっておられて、当初の4人の中の話やと思うんですけども、今言いましたお金のことは、その4人の中の誰が言われたかというのは。

吉川証人 言うた人ですか。

下村委員長 そう。

吉川証人 それは岡本君ですわ。

下村委員長 次ね、平成27年4月2日に150万円が引き出されていますが、これはなぜ引き出されたかはお存じ……。

吉川証人 わかりません。

下村委員長 平成29年7月25日に27万円が引き出されていますが、なぜ引き出されたか知っておられますか。

吉川証人 知りません。

下村委員長 今、入出金の金額はいろいろありましたけども、今述べましたけれども、あなたにこういふことだという話はありませんか。出金しましたよとか。その都度、誰かからね。

吉川証人 そういふことで、新町へ対してそういふことで払ったとかいふことはありましたね。

下村委員長 新町に対しては、先ほど言われた岡本吉司さんから言われた。

吉川証人 全て岡本君です。

下村委員長 全て岡本吉司さんが、出金とかに対しては岡本吉司さんから聞いたということですね。

吉川証人 そうです。

下村委員長 今言ったのは、全部の出金、先ほどからずっと言ってますように、全部の入出金について岡本吉司さんから聞かれてた。

吉川証人 一々は聞いてませんね。

下村委員長 全ては聞かれてない。

吉川証人 はい。全ては、どんだけ全てかわかりませんが。

下村委員長 このお金が、先ほど日にちも言いましたけれども、その日にちより以前に岡本吉司さんから、このお金を通帳から引き出したりするのに、引き出す以前に岡本さんから相談が、こういう理由でお金を引き出しますよとかいふ相談は。

吉川証人 そういふことはなかったと思います。

下村委員長 なかったですか。

吉川証人 はい。

下村委員長 今のお金に対してね、これは全て事後報告、事前には相談なくて、全て事後報告といふことで理解してよろしいですかね。

吉川証人 そうやと思いますけどね、私も。

下村委員長 あなたは、平成30年1月30日付で阿古市長宛に申入書を提出し、平成30年2月5日には1億8,185万1,728円を葛城市の口座に振り込んでいらっしゃいますね。

吉川証人 はい。

下村委員長 これはどういう経緯で決定したことですか。

吉川証人 そういふお金があったわけですので、出てきて問題になっておったわけですので、そのままいままでもそういふことで持つてるわけにもいかんやろうというふうなことで相談をしまして、阿古市長に、市の方へお渡ししようと、こういう結論になったと思いますねん。私がその当時の最後の首長でしたので、首長としての責任がそういふことでやっぱりするべきや

なというふうな気持ちになりまして、私の名前で、さっき言われましたように、申出書というのか、そういう文書をお渡しして、検討いただいて、何日かたちましてから、じゃあ、そういうことで受け取るから、これこれの口座へ振り込めと、こういう指示をいただきましたので、そのとおりにさせてもらったと、そういうことです。

下村委員長 それは先ほどの4人の方で相談をされたという。

吉川証人 そうですね。

下村委員長 今、お金のことで問題になってますけれども、もともとこの計上されていなかったお金というのは、どういうお金なのかは。

吉川証人 いや、私は全然わかりませんね。

下村委員長 個人のものとか、そういうことは。市でどういように蓄積されたとかは、そんなことも全然ご存じ……。

吉川証人 誰からも聞いてませんし、自分自身もちょっとわかりませんね。

下村委員長 それでは、ただいまの葛城市制移行後の尋問に対する補足尋問を行います。

何かありませんか。

西川委員。

西川委員 お久しぶりでございます。ご苦労さんでございます。

ちょっと記憶を戻していただくということもあるんですけども、このことについては、一番最初に証人で来ていただいたのが、そのときの収入役であった生野収入役、生野名興さんですけれども、平成16年の9月30日に退職したと。そのときにいろいろな課の通帳を1つにして、南都銀行にしたんやと。自分がやめるときに南都銀行の通帳を吉川義彦町長名義で通帳をつくって、吉川町長に、その当時の町長にお渡ししたんやと、こういうふうな証言をされてるんです。これは、時の町長は記憶がないと、そういうふうな記憶はないとおっしゃるんか、そういうことがあったのか、ちょっとお答えいただきたい。

吉川証人 そういう話を生野収入役さんから言われましたけども、今言いますように、4人で寄ったときかな。何かそういう話をされましたけども、そういうことで私の名前でそういうものがあるということは聞いてないということを本人にいろいろ話をして、もし、そういうことやとしたら、その通帳のことやから、その通帳が今現在も残ってるのかということも聞きましたけども、その答えも得られませんでしたけども、結局はそういうことで、ちょっと何か誤解をされてるのちゃうかということをおは本人にも言いました。そのことはその当時ほかの方からもいろいろこんな話を、収入役さんから話があるけども本当かという話を何人かの人に尋ねられたこともありますけども、私はそのことを本人にも問い詰めたけども、結局そうやという結論をもらってないということを申し上げておきました。

下村委員長 西川委員。

西川委員 平成16年というのは、ちょうど合併の時期なんでね、これは想像ですけど、旧新庄町で何らかの形で、これは裏金とか未処理金とか計上されてない金とかおっしゃってますけれども、旧新庄町の金としては、今のような未処理金みたいな形ではなかったのかなと思いますねけれども、そのときにはですね、今の、参考人にお聞きする話ではないですけども、生野さ

んの話では、いろんなその当時の総務部長であるとか、河合さん、その当時の総務部長の下でおられたんで、そういうふうなことを知ってるんやというふうな証言があるんで、ちょっと今の証人と間に食い違いがあるなと思っておるんですけども、それはそれとして、僕がちょっと問題やなと思うのはですね、平成20年というのはちょうど選挙があつて、市長がかわる時期なんですね、平成20年が。それで、平成20年までは南都銀行にあつたお金がですね、それが忍海農協に移されるんです。これは、はっきりと移された形跡がありますんでね、その移されたところからですね、その部分からですね、これが、言えば、本来は皆さんは、これは公の、岡本証人来られたときにも、これは私事で使うお金じゃないんやと、公に使う金やねんと、こういうふうな認識はあると、こう証言されてます。それで、大方の人は、これは私のお金じゃ、私費するお金じゃないということは認識してるということが読み取れるんですけども、そのときにですね、平成20年の12月11日にですね、忍海農協に入ってくるんですけども、その通帳を今、証人は見られたと。そのときですね、通帳の名義人がですね、新村区長ですね、小走邦昭さんであつたということは、証人は、その通帳のそれで確認はされましたか。見られましたか。その通帳を見たということをおっしゃったから、名義人がその人であるということをご存じでしたか。

吉川証人 話は聞きました。一々一番上から見てるんじゃないわけですので、そういう話で、こういう人の名前で貯金をしたということは聞きました。

下村委員長 西川委員。

西川委員 その時点で、僕は、おかしなことになってるというふうに認識したわけです。南都銀行にいつまでもあるんであればね、それがこの未処理金やほかの、決算上いろいろ監査であろうと出てけえへん言いもつても、やっぱり市のお金として残ってたんが、その時点で完全に、新村区長という形はそうかもしれませんけれども、そのお金が完全に個人というか、に移ってしもてる。この時点が1つの大きな問題かなと僕は思います。ほいで、その中でですね、先ほどからおっしゃってる2回ほどっていうのがですね、平成の、これは記憶にないということになるんかわかりませんが、いろんな機会にですね、生野さんがですね、岡本さんにですね、いろいろ聞いた。それで、平成25年にですね、一度岡本さんのお家に今おっしゃった4人の方が集まって、このお金をどないしよう、このお金をどないしたらええんやろうという話し合いが1回持たれた。それと、平成29年にも同じようにそういう4人の方で会合を持たれた。これが元市長の、先ほどおっしゃってる2度ほど寄つたというのが、そういう記憶かなと僕は思うんですけども、そのときにいろんなふるさと創生のお金にしたらどうやとか、そういうふうな話も出たとか、こういう証言をされてるんですけども、2度寄つたというのはそういうふうな時期じゃなかったんですかね。

吉川証人 そうですね。今平成25年とおっしゃったので、そうかなと思いますねけども、そやから、2回目が平成29年、今おっしゃったように、それはそうやと思いますねん。その前が平成25年やったら4年ほどあいてるわけですか。そのくらいあいたんかなというふうに記憶、今思い起こしてるわけですけども、多分そうじゃないかなと思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それとですね、これは肝心なところでございましてね、参考人にはその記憶はない、それ、後日こう聞いたっていうふうなことなんですけれども、これ、はっきりとは思い出されへんと思いますけれども、平成29年の12月に、これは、多分この委員会設置されるとか、そういうふうな前やと思いますけれども、こういうお金があるっていうふうなことがちょっと知れてきたというぐらいのときかなと思うんですけれども、元市長のところにも岡本さんと河合さんとが行って、それで、先ほどから言ってます、平成20年の12月に25万であるとか、平成22年の12月29日に1万3,000円であるとか、そういう出金がここからされてるんです、平成20年以降に。そのことを、先ほどは、あと、そういうふうに使ったということは報告は受けたと、こういうふうには、全部が全部じゃないけれども、使った部分の報告は受けたことはあると、こういうふうにおっしゃったと思うんですけれど、それが平成29年の12月に初めて岡本さんが、こういう出金をしたということを僕は聞いてるんですけれども、これは参考人の記憶としてですね、そのときに来られたか、2人来られて、元市長とこへ来られて、こういう報告を受けた覚えはあるかどうか。後日ですよ、これは平成29年ですから、もうほとんど出金された後の話ですよ、これ、平成29年ということは。そやから、そのときに初めて聞かれたんかどうか。そこをちょっと確かめときたいんですけど。

吉川証人 さっきも言いましたように、1回目に4人で会って話をしたときに、こういうお金をこういうふうには持っているという話を受けたということですので、そのときにとおもいますが、そのときまでに支出された、通帳から支出された金額のことについては、さっきも言いましたように、聞いたと、こういうことです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そうすると、平成25年以降にですね、出金されてる分があるんです。平成25年としたらですよ。平成25年に最初に4人で寄ったと。そのときに話を聞いたと、こういうふうには今おっしゃるんですけれども、平成27年に200何万とか、平成27年の、これは3月か4月かに出金されてるんです。そのことについては、そのときは聞いてないということになるわけですかね。平成25年にもし寄ったとしたら。これ、僕、何で聞いてるかといいますとね、これ、はっきりと参考人、答えといてほしいのはね、岡本議員は、出金するも、この出金をするときには必ず、今、参考人4人それぞれに了解をもうて、このお金を出す前にですよ、了解をもうて出してるというたはるんですよ。それが僕が聞いてるのは違いますんでね、出したやつは後日報告したと、僕はあるところから聞いてるわけです。ここんところを、元市長、吉川市長がですよ、いやいや、出金するの、わし相談受けてんねんと言わはるんやったら、ちょっとまたいろいろ考え変わるんでね、僕は、こういうふうなことは、先ほどおっしゃったように、後日こんなことに使うたんやという報告は受けたけれども、逐一出すときに参考人の了解をもうて出したというたはるのとは食い違うんで、そやから、そこらはどうですか。そんな相談受けて、ほな、そこへ出金しとけというふうな形で、これ、出金されてるんですか。そこら、ちょっとお答えいただきたい。

吉川証人 そうではないと思います。いつの時点で、相談を受けた時点と金を払われた時点との食い違いがあるのかないのかわからんけども、事前にそういうことで4人の者に、これを次に払

うということを了解せえというふうな形ではなかったと思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そのことははっきりとお答えいただきましたんでね、何も、ここへ出金せえ、これをせえと、そういうふうな了解をもとにこの出金したんじゃないということをおっしゃっていたんで、それはちょっと、言えば、僕は、それはそうやろうなとは思ってましたんでね、それが了解のもとに出金したとずっと言うたはるんでね、4人が了解、わし1人では、そういうことをおっしゃってるんで、そこはきちりとそうじゃないということをおっしゃっていただいたということでございますね。

それと、阿古市長にですね、歳計外という形であろうとですね、これは、葛城市にこの未処理金、このお金をですね、元市長としてですね、歳計外であろうと、葛城市に預かっといてくれというふうな文書で要望されたということは、これは、どういう形であろうとこのお金ができた経緯というのは、参考人はなかなかご存じじゃないということやけれども、認識としては、葛城市に戻すべきお金やということでそういうふうな文書で要望されたと、こういうふうな認識してよろしいんですか。

吉川証人 そうですね。個人的なお金でもないと思いますし、そういうことにならざるを得んのちゃうかなという気持ちで、私は市長さんにそういうふうなお願いをしたと、こういうことなんです。

下村委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 よろしくお願いをいたします。2点お聞きをします。

先ほど吉川さんの方からですね、この出どこっていいですか、この経緯についてはご存じじゃないと、こういうふうにおっしゃられてたんですけども、当時のそれぞれのお立場のときにできたお金であるのかなというふうな推測しますんで、感想だけちょっとお聞かせを願いたいんですけども、役所内でこういうお金が生まれたことに対してですね、望ましくないことやと、よくないことやなというふうにお感じかどうかですね、その辺のところを1つお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2つ目はですね、先ほどから細かい出金の経緯についての確認をさしていただいたわけですけども、一部新町の道路に使ったということも確認した、説明聞いたとおっしゃられてたんですけども、主に3点か4点ぐらいの出金があると思うんですけども、事後報告を受けたということでございますけれども、この出金の用途についてですね、先ほど最終のところ、阿古市長に、有効に市のために使ってくださいという趣旨の説明があって、そういうふうな望まれてたというふうな思うんですけども、その前に出てるこの4点についてはですね、そういう有効に使った出どこであるかどうかのご認識をお聞かせを願いたいというふうに思います。

2点お願いします。

吉川証人 1点目は、ちょっと1点目で、何やったかな。

増田委員 こういうことが発生したことが、役所内ですね、未処理金として発生をしたこと自体を

ですね、どのようにお考えかですね。

吉川証人 そういうことが発生したということ自身が、何でそうなったんかというふうに思うわけですが、そういう思いだけ思っていて、これやなというふうなことはわかりません。

2点目の問題ですけれども、これもいろいろ聞きましたけれども、聞いてそれなりに、そういうことで使ったんだなというふうに思ってたわけですが、その感触といいますか、それをどういうふうに感じたかというふうなことは、ちょっと私自身もどういうふうに解釈したらええのか、ちょっとわからないと思いますね。

下村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくをお願いします。

1つは、ほかの方もいろいろ証言されておられますのでね、先ほどありましたように、生野名興さんが町長名義にしてですね、引き渡したというふうなことも含めて、証言されていることの食い違いがね、出たらあかんので、ちょっとそこを少し確かめさせていただきたいと思うんです。これは、生野名興さんがやめられたときにですね、何らかの形で一本化してですね、その通帳を引き継いだというふうにおっしゃってるんですね。その通帳についてですね、名義人が誰であるかはともかくとしてですね、平成16年ですね、ちょうど市になるときですね、そのときにそういう通帳があると、それで、それが会計課の金庫の中にあるということで、これを何とかせなあかんというふうな形で報告を受けたなり、吉川町長として指示を出されたというようなことはありますか。その金庫の中にそういう通帳があるという認識があったかどうかということをお聞きしたいんですけども。

吉川証人 いや、全然ないんですわ。そのことはほんまにね、何遍も言われたわけやねんけども、そういうふうに、もし、そういうふうなことで私の名前で通帳をつくられたんやったら、その通帳の収支が何かないのかということもその当時尋ねましたけども、それもこれという返事もいただいてませんので、わからないということやと思うてますねけども。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 はい、わかりました。ある方からですね、平成16年10月にですね、生野さんから引き継いだその通帳が会計課の金庫の中に入れてあると。だから、これ、ちゃんと見とけよというふうな形で指示を出されたみたいだね、方が、それは町長か、そのときの助役か、どちらかが指示出されたというふうな発言があったんでね。そのことについてちょっと確かめさせていただきましたけども、それはないということですね。はい、わかりました。

それと、もう一つですけれども、これは、市長1期務められて、退任された後のことですが、そのときにこの未処理金、言ってみれば、会計課の中の金庫に、黒いポーチに入ってたということなんですけれども、そのことについてですね、これは河合さんから岡本さんの方に連絡があって、そこでこのお金についてどうするかいう動きが出たんだと思うんですけども、最初にですね、4人がお集まりになった、それはいつごろですか。市長選挙が終わってですね、その最初、第1回目ですね。それは覚えておられますか。大体、いつごろかというのは。

吉川証人 いや、さっきも話がありましたように、西川さんの質問で話の中にあつたように、平成25年ごろと違うかという話があつて、私もそういうことかなというふうに今思つてます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 平成25年ごろですか。ということは、吉川市長が退任されたのが平成20年。

吉川証人 はい。

谷原委員 ですよ。だから、それから5年もたった後にそういうお話を伺つたということによろしいんでしょうか。

吉川証人 そうですね。1回目やから、そういうことです。

谷原委員 はい、わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

ちょっと最後に、平成25年にお聞きになつて、今この未処理金が表示になつて4年間、これ、もし表示にならんかつたら、どういうふうにしていこうという具体的な話は、どんな話が出てたんでしょうかね。もうちょっとそこを詳しくお聞かせいただきたいです。

吉川証人 具体的な話は出てませんでした。そういうことで、どういうふう処理したらええんかなというふうなことで、皆さん堂々めぐりみたいなばつかりの話で終わつとつた。そういうことなんです。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、公になる前の段階では何も決まらなくて、ずっと行くような感じやつたってことですかね。

吉川証人 そうです。

杉本委員 はい、ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 杉本委員との関連なんですけども、最初に平成25年のときに集まられたときにですね、協議されたときに、このお金について、その性格ですね。これは、多分旧新庄町の時代に生まれたもんです。ですから、このお金の扱いについてですね、旧新庄町のものであるとか、その性格についてですね、これを何に使おうとかですね、そういうふうなお話はそこであつたんでしょうか。つまり、これをどうするかということ以前にですね、そのお金の性格ですね、性質、それについて何らかのお話があつたんでしょうか。

吉川証人 いや、性格、そういう話はなかつたと思います。ただ、そういう金をそのまま済ましておくわけにいかんと。何とか処理をしていかないかんというふうなことで、どういう方法が一番ええんかというふうな話がいろいろ出ておつて、前の収入役さんも言われたと思いますけども、寄附をさしてもうたらどうやろうとか、じゃあ、それを誰の名前で寄附するのかとかいう話とかね、そんな話が出てましたけども、こうやああやというふうな話の結論的なことはなつてませんでした。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 この4人の中にはですね、生野名興元収入役も入っておられるわけですよね。

吉川証人 そうです。

谷原委員 生野名興元収入役の、これは昨年になるんですけどね、もう1年たってしまいましたけど、4月25日に、ここで証人として来られてご発言があったときには、かなり詳しくですね、未処理金というのが旧新庄町で8つの課ごとにですね、そういう口座があって、6つの金融機関にですね、そういう通帳があったんだというふうなことを具体的に証言されたんですね。平成25年、4人お集まりになったときにですね、全くそういうお金の性質とかですね、そういうことについて生野さんからもお話がなかったのかね。何かそこがですね、少し不自然に感じるんです。つまり、このお金の処理のことだけ考えてですね、このお金一体何やというふうなこともですね、全くそういうことが議論にならなかったのかどうかね。少なくとも当事者であられて、ここでも具体的に証言された生野さんも4人の中におられるわけですから、そういうことはほんまに全くなかったのかどうか。ちょっと覚えてる限りでですね、ちょっと証言いただけたらと思うんですが。

吉川証人 いや、そういう話自身はなかったと思います。さっきも言いましたように、何とかしていかないかということ、ああでもない、こうでもないというふうな話はたしか出てましたけども、生野さんは、寄附したらどうかという、さっきも言いましたけど、寄附したらどうかという話を盛んに言うておられましてんけども、その寄附を誰の名前でどういうふうにするのかというふうなこととかを話の中に出てまして、その結論、そういうふうにしようというふうな結論にもなってなかったし、話はそういうことで断ち切れたような感じになっとたと、こういうことなんです。

下村委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 ちょっと肝心なことをございましてね、平成20年のですね、12月11日に南都銀行からですね、JAの忍海支店に1億8,000万を移されてるんです。これ、他店というのは南都銀行からの小切手で移されてるんですけども、このときに、先ほど言いました小走邦昭さんが、どんな性格のお金かわからんけれども、このお金は、岡本さんが言わはるのやったら、これは何か新村に対して補助が出たようなお金なのかなと思うていったと、こういう証言をされてるわけです。それでですね、その後の使い道についてはですね、小走さんは一切相談を受けてない、そんなん知らんというふうにおっしゃってる。岡本さんは一方で、いや、そんなんちゃんと相談したお金やと、こういうふうにおっしゃってる。この1万3,000円もはっきりと何のお金やというたら、これ、新たにですね、新村区長の印鑑、区長印をこしらえたはるお金やと。これは証言されてるわけです。本来の区長印と違って、もう一つ持って、これを出し入れしたはるわけです。そういうふうなこともあってですね、今、元市長にですね、お伺いしたいのは、南都銀行からですね、忍海農協、JAへ移されたんが平成20年12月11日ですねけれども、こういうふうに移しますよと。その管理は、実質は岡本さんがされてると、こういう意味の認め。そういうふうな南都銀行から移すときに、元市長に、移しますよ、

こういうふうなお金を、こんだけの金額を移しますよという相談をお受けになりましたか。

吉川証人 いや、受けてませんね。

西川委員 受けてない。

吉川証人 はい。話は聞きましたけどね。

西川委員 後でね。

吉川証人 はい。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 今の西川委員と関係するとこなんですけど、これも証言との整合性ということですね、お聞きするんですけども、このお金がですね、未処理金ができたと。その扱いをですね、どうするかと。つまり、最初は通帳のままですよ。それで、それが忍海農協に新村区長名義で、実質は岡本氏が預かるということになったわけですけども、誰が預かると、このお金がですね。4人いてはったわけですけども、誰が預かるかというふうなお話は全くなかったんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいんです。つまり、平成25年というふうにぼんと出たものですから、あれなんですけど、平成25年の時点はもう既にですね、それはもう岡本氏が預かってるということになってるわけですけども、そもそもですね、このお金が、金庫の中にそういう通帳があるということで、どういう経過かということはまたいろいろあろうかと思うんですけども、それについて4人の方で、誰が預かるとかいうふうなことも含めて相談されたことがなかったのかどうか。そこをちょっとお聞きしたいんです。

吉川証人 そういう相談はありませんでした。さっきも言われる、平成25年で間違いのないねやろうと今現在思うわけですけども、その時点で、通帳を見せてもらったときにはそうだったというのを見せてもらったわけですので、事前にそういうふうなことで、これこれのどこへ移すよというふうなことで4人に相談してしたというふうなことではなかったと思います。

下村委員長 ほかにありませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 本日はご苦労さんでございます。

若干質問してもらいたいと思います。先ほどからいろいろと答弁してくださってる中で、新町の農道で2点ほどのお金支払いしたということをして事後報告受けられたような答弁を聞いてるわけですが、実際そのお金が新町の農道整備に使うてええかどうか、事後報告であろうと、元行政マンから長らく新庄町の町長、また葛城市の市長をされた経験者から見て、その相談自身で違和感を感じられなかったか。ないしは、その発生原因がはっきりしてないお金から、そういう新町の舗装に、工事にかかわることにお金を使うことに問題じゃないかなという意見を申されなかったか、ちょっとお伺いしたいと思います。

吉川証人 違和感を感じたかどうかというような質問ですけども、そういう性質のお金で、どういう性質かわかりませんが、とにかく処理をしなければいかんというふうな性質のお金であるというふうな認識のもとで、そこから払ったんだらうなというふうに今思ってるわけですけどね。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 もうちょっと詳しくというたら返答欲しいですねけど、実際そこから合計、新町だけで400万ほどか、支払いされてる。約400万ほど農道整備で支払いされてるわけですが、事後報告にしてもどちらにしても、今までの吉川市長のお話も聞かしてもらったら、実際そのお金から、事後報告にしても、使うということについては、やはり行政としては行政がすべき工事、また行政がすべき支払いなら、行政が当然すべきやのに、そういうお金から出金されたこと自身不可解で、我々から見たら不可解でしょうがないわけですけど、もう一遍きちつと例えば、実際はそれが適正な運営をしたかどうかということについては、元吉川市長としてはどのように思われてるか、ちょっともう一遍お伺いしたいと思います。

吉川証人 どういうふうに思ってるかというふうなことですけども、さっきから話がありますように、そういうことで町のために使うていくねんというふうな感触を彼が持ってたようですので、そういう感じのもとに支払いをしたんやなというふうには私は思ってるわけです。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 ほとんどその支払いについて事後報告ということで、元吉川市長としては余り行政的な判断をされなかったというように解釈さしてもうてよろしいでしょうか。まだ全体的な…

吉川証人 行政的に解釈をするような立場と違いますよ、私は。もうやめて日にちもたつたしね。

西井副委員長 そやから、そのお金についてどのように出金してええかどうかという異議を申し上げられる立場ではなかったという認識さしてもうたらよろしいんでしょうか。

吉川証人 どういうふうにとられるかわかりませんが、そういうふうにとられるんやったら、そういうふうにとってもらっても仕方がないかなとも思いますけどね。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私の勘違いかもわからないので、ちょっとお聞きしたいんですけど、平成25年の第1回目のときにですね、誰がお金を預かるかという議論はなかったんですかね。最初から、これは岡本議員がぱっと預かるよということだったのか。誰が預かるのがいいのかという議論はなかったんでしょうかね。これ、ちょっと、平成25年のときでも、僕はそれ以前かなと思ったんですけど、平成25年の第1回目に集まったときに、そのお金についてですね、使い道のことについては議論したと。だから、誰が預かるのがいいのかとかですね、そういうことについて、どこに預かるかというようなことも含めてですけどね、そういう議論があったのかどうかちょっとお聞きしたいです。

吉川証人 さっきのお話のように、平成20年の12月か何かに農協の方へ預け入れられてるということですので、その後の平成25年に私がそういう話を聞いたということですので、事前にといいことではないと思いますね。そういうことから言いましたらね。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 そういうことで最終的にそこからどこへ預かるかということで、最後は市に預かってもらうということで、大分時間がたちましたけど、そういう経過になったということによろしいわけですね。

吉川証人 そうですね。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の吉川氏に対する尋問は全て終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(吉川証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時10分

再 開 午後3時25分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、吉田新之助氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(吉田証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係が

ある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

吉田証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年4月26日。

吉田新之助。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(吉田証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは吉田新之助様ですか。

吉田証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

吉田証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、葛城市収入役時代のことについてお尋ねをいたします。

あなたは、平成16年12月20日から平成20年12月19日までの間、葛城市収入役でしたね。

吉田証人 はい。

下村委員長 合併前の新庄町収入役は生野名興さんですね。

吉田証人 はい。

下村委員長 あなたは、生野名興さんから南都銀行新庄支店の葛城市名義の口座を引き継ぎませんでしたか。

吉田証人 引き継いでおりません。

下村委員長 南都銀行の解約依頼書を証人に示してください。

平成20年12月11日に南都銀行新庄支店0030986の口座が解約されて1億8,351万8,491円が引き出されているのですが、あなたの名前で解約と小切手発行依頼がなされています。これはあなたが記載したものでですか。

吉田証人 違います。

下村委員長 そこに押ししてるその印鑑は誰のものですか。

吉田証人 これは収入役の公印違いまっか。と思いますが。

下村委員長 収入役の公印ですか。

吉田証人 形まではしっかり覚えておりませんが、公印であろうかなというふうに、文字を読みますと判別できます。

下村委員長 おそらく公印ということで理解いたしておきます。

その公印の管理は、どのように管理をされておられましたかな。

吉田証人 公印は事務方の方で管理をやっていただいております。

下村委員長 その公印は誰でも自由に持ち出すことができるのでしょうか。

吉田証人 誰でもという表現はちょっと当たらないかと思いますが、その当時の葛城市の職員全員がというような対象にならないと思うんですが、会計の事務方であれば持ち出せる可能性はあります。

下村委員長 その公印の使用された記録といますか、いつかここへ捺印したとか、そういうの、記録は残されていますか。

吉田証人 そういうのは覚えておりません。

下村委員長 そちらに小切手発行書依頼の部分、そこに手書きで葛城市収入役吉田新之助様と書いているのは、吉田さんが自筆で書かれたものなのか。また事務方で書かれたのか、覚えてらっしゃいますか。

吉田証人 これは私の字ではありません。

下村委員長 それでは、解約されたお金は平成20年12月11日付で奈良県農協忍海支店に開設された口座に預け入れられているのですが、あなたはこのことについて何か知っておられますか。

吉田証人 存じません。

下村委員長 農協忍海支店に開設された口座からの入出金にかかわっておられましたか。

吉田証人 かかわっておりません。

下村委員長 未処理金の件なんですけれども、今でもその未処理金が存在するということは、吉田新之助さんにご存じですか。

吉田証人 百条委員会でのいろいろ取りざたされておりますし、世間でもいろんなお話がありますので知っております。

下村委員長 その未処理金をお知りになられたのはいつごろか覚えてらっしゃいますか。

吉田証人 百条委員会の設立の少し前ぐらいですかね。

下村委員長 何をきっかけにお知りになったかということをお答えいただけますか。

吉田証人 もうそのころには1億8,000何がしかの未処理金があるというようなお話が世間に出回っ

ておりましたので、知りました。

下村委員長 その程度ですね。

吉田証人 はい。

下村委員長 吉田さんが当時葛城市の収入役のときに、そういう未処理金があったということは聞かされていきましたか。現職のとき。

吉田証人 一切聞かされておられません。

下村委員長 それでは、長時間ではなかったですけども、こちらからの質問はこれで終わらせていただいて、委員の方々、何かお尋ねがありましたら、お手を挙げて聞いていただいたら結構なんですけれども。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

1つだけ、そしたら、ちょっと大づかみに聞きたいんですけど、答えれたら答えて、僕もこれ聞いていいんかどうかわかんないんですけど、これ、南都銀行の口座も解約されてて、小切手でも吉田さんは名前を勝手に使われてるわけじゃないですか。こんなことってあり得ない話やと思うんですけど、こういうこと、誰か、どんな人らができるといふか、心当たりといふか、こういうことができそうな方って、何か心当たりありますか。大づかみでもいいですけど。

吉田証人 その辺は百条委員会でお調べいただいたらいいんじゃないでしょうか。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。

吉田新之助さんは旧當麻町の職員であられて、旧當麻町時代も収入役か何か務めておられたんでしょうか。

吉田証人 はい。

谷原委員 わかりました。今度合併するということで、新しい市になってですね、会計のやり方とかいろんな手続とか、合併に当たって大変ご苦労されたと思うんですが、通帳のですね、会計担当者が預かる通帳というのは、口座番号が全部入ってるわけですね、金融機関、口座番号。その扱いについては台帳か何かというものがあるんでしょうか。そのことについてちょっとお伺いしたいんです。

吉田証人 会計担当の方であれば、あるかもしれませんが、私自身はその台帳というのは余り見てないです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、市の会計やる上ですら、公金を管理する口座ですから、当然口座番号というのは控えがあると思うんですよね。その際に、今問題になっております、いわゆる未処理金が入っていた南都銀行の新庄支店のこの口座ですね、口座番号も明らかになってるわけですけども、それがですね、その当時の台帳にあったかどうかということで、おそらくないんだろうと思うんです。未処理金ということなのでね、公のものではないわけですから、だけど、

これがですね、何らかの形で会計課なりにあったということであろうと思うんですけども、そういう通帳をですね、おやっという通帳があったというふうな認識は当時お持ちでしたか。つまり、合併のときにですね、いろんな口座がいろいろあると思うんですけどもね、その整理の段階、そういうものがあつたかどうか、認識はどうでしたですか。

吉田証人 通帳については、会計監査の折、いつも毎年あるんですが、監査委員の皆様全部お見せして、その数値を合わせると。決算数字なりね、という形でやっておりましたので、歳計現金においては全て監査委員を通してということで、そういった今お尋ねのような内容のものは見たことございませんし、あるいは、また、合併時の引き継ぎにおいても、そういうものがあるということも私伺っておりませんし、そういう意味において、それは私の存じておらないというような内容のものだと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ということは、今おっしゃったように、監査のときにはそういう通帳等をですね、照らし合わせるわけですから、だから通帳については管理されてると。ところが、管理されてない、不透明な形の通帳についての認識は持っておられなかったということによろしいわけですね。

吉田証人 はい。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 1つだけ、ちょっとお伺いしておきます。

ご苦労さんでございます。微妙な時期でね、10番の質問が、これ、南都銀行の解約依頼とですね、小切手ですね、発行依頼、これがですね、12月11日付、そして吉田証人、当時収入役、これ、退職されるのが12月19日なんです。微妙なときです、これ。先ほどですね、この公印のことについて、どなたでもという表現は、それは無理やと思います、どなたでも。その当時ですね、事務方いうのはですね、課長は三田詮さん、そして、もう1人は坂口徳子さん、この方が事務方やと思います。それでですね、この公印の扱えるのは、収入役も含め、今の事務方ですね。それと、その当時ですね、市長ですね。そして副市長。ここらは、やっぱりこの公印は、こうしようと思うたらできると。全体の誰でもというけれども、その人らは入ってくると、こういう認識でよろしいですか。

吉田証人 公印の管理は金庫の中でやっておりましたので、鍵は事務方の方と私と持っておりました。それ以外の人間については、金庫をあけることができないという状況にあります。そういう意味から申し上げますと、上司は私ですけども、任命権者の方でも、命令があれば事務方はどうされたのかというのは、ちょっと疑問の残るところですが、通常はあけられないという状況であります。

下村委員長 西川委員。

西川委員 今おっしゃったのは、その金庫の鍵を保管してんのは当時の収入役と事務方と。しかし、そのときの上司ですね、は、ちょっとあけてということであれば、あけたかもわからんと。これは、そういうことですかね。そのことについては、ですから公印の扱いは、時の副市長

であるのが、ちょっとって言うたらあげざるを得んですわね、それはね。わかりました。

それで、この小切手を発行するなんていうのはね、ましてサインしてですね、これ、はっきり言うて、南都銀行は、当時収入役の吉田さんのですね、サインもしくは公印がですね、なかったら、南都銀行は、これ、お金出えへんと思うんです、これ。これをですね、今、僕ももう思うてるんですよ。全然吉田さん自身は、発生自身がね、合併でですね、新庄町の方のあれやからね、當麻から来られた収入役が知ってるということなんて僕は思うてません、はっきりと。そやから、こういうふうなことをですね、本当に、これ、追及せなあかんのか。誰がこんな知らんうちに吉田さんの名前使うて、公印使うてね、こんな犯罪ですからね、これ。これはやっぱり、はっきりと今おっしゃったように、私の字ではない。そして、公印をついたことは一切ないと、その存在自身が知らんと、こういうことをはっきりとお述べいただいた。それでよろしいですな。

吉田証人 はい。間違いありません。

下村委員長 その当時ですね、吉田さんが上司、副市長とか市長とかから言われて、先ほどの……。西川委員。

西川委員 ちょっと訂正。12月11日か、このときはもう市長がかわってるんやな。山下市長にかわってるんですな。

吉田証人 はい。

西川委員 あれもかわってるのか、副市長もかわってるんやな。ちょっとそこは訂正しといてくださいね。

下村委員長 はい。

西川委員 先ほど言うた三田さんとちゃうの。坂口さんでんな、ほんだら。坂口課長でんな、その当時は。

吉田証人 はい。

西川委員 そう直しといてくださいね。この12月11日当時は坂口徳子さんが事務方の課長やったということでもよろしいな。

吉田証人 はい。

西川委員 わかりました。

下村委員長 ちょっと先ほど聞いたかったのはね、その当時ですね、市長ないし副市長とか、上司から吉田収入役に、先ほどの印鑑ですね、ちょっと出してくれとか、そういうことは言われたことは。

吉田証人 そういうことはありませんでした。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 ちょうど市長がかわって新市長になったときの話になるわけですけど、そのときの市長、副市長だけでなく、前回の市長、副市長の方から、事務方が金庫の鍵出してんとか言われたら、変わる可能性があったかどうか。その命令に対して、その話に対して妥協しながら金庫をあけるとかいうことの可能性があったかどうかは、どのように思われてるかちょっと聞かせてもらいたいと思います。

吉田証人 通常そういうことは収入役の権限ですので、ないというふうに思うわけですが、人間関係によりまして曖昧なところは残ると思います。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 その当時、今はっきりさせてもらいたいのは、その時期には新市長とか副市長が、このお金について小切手を発行する必要性がなかったように百条では感じてるよって、ちょっとその辺ははっきりさせてもらいたいなと思って。

それと、先ほど事務方いう形で答弁もらってますけど、その当時の事務方として、ちょっと名前だけきちっと挙げてもらっとかんかったらと思いますので、収入役、当時の事務方の名前は坂口さんと……。

西川委員 小切手のときは坂口さんだけや。

西井副委員長 坂口さんだけですか。

西川委員 小切手の日付が。

西井副委員長 出たるのはね。そやけど、金庫とかを扱える可能性があった人は坂口さんだけでしょうか。ちょっと事務方ということで答弁もらってるから、ちょっとそれ、何人か。

吉田証人 一般論として、事務方と申しあげましたのは、課長が休みのときはほかの人間が課長にかわって金庫をあけるといふこともありますので、一応事務方というような表現をいたしました。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 というのは、会計課のあの下の部屋にいてる職員いう考え方でよろしいでしょうか。

吉田証人 全員がその鍵を扱えたかどうかちゅうのは、私はちょっと存じません。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 会計のその話になれば、ほかの職員という一般的な職員は一切関与できない状況であったというふうに理解させてもうてよろしいでしょうか。

吉田証人 一般的な職員については、鍵はどこにあるか知っておられないと思いますので、そういうことはないと思います。

下村委員長 その金庫の鍵をお持ちになってたのは、収入役と会計課長のお二人だけという理解をしてよろしいんかな。

吉田証人 そうですね。それ以外の鍵はなかったと思います。

下村委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとだけ。小切手のお名前、見覚えはないですか。初めて見る字体ですか。何か見覚えあるとかありますか。

吉田証人 字体でどなたというところまでは私、判別できません。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の吉田氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。まことにありがとう

ございました。

(吉田証人退室)

下村委員長 本日の調査案件は以上であります。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本当に皆さん方の貴重なご意見を拝聴しながら、きょうは3名の証人の方々にいろいろ聞いていただきました。何かと証人の方々もお忙しかったと思うんですけども、いろんなことが、事実がわかったと思いますので、今後ともまたよろしくお願ひ申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきます。

これをもって、旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時57分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下村 正樹